

令和4年第8回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和4年7月26日)

召集年月日 令和4年7月26日(火)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和4年7月26日 午後3時58分

閉会 令和4年7月26日 午後4時07分

出席委員(12名)

2番 松尾豊(会長)      3番 渡邊典子      5番 桑田一広  
6番 森和哉      7番 谷口新市      8番 松尾光繁  
9番 松井厚雄(職務代理)      10番 早川直助      11番 塩野鐘吉  
12番 小原悟      13番 古池洋子      14番 國久博一

欠席委員(2名)

1番 細川正博      4番 岩崎誠一

出席事務局

局長 新谷博樹      次長 小西守      書記 藤原昭洋  
早川与志樹  
谷口有利子

提出議案

議案第28号 現況証明について

報告第3号 事業計画(転用許可不要案件)について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和4年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
1番 細川委員、4番 岩崎委員の2名より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案と1報告を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和4年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 10番 早川委員さんと11番 塩野委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第28号 現況証明について を議題とします。  
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第28号は、〇〇の〇〇〇〇〇氏が登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第28号資料説明)

申請者から、登記上農地の現況が農地以外となっているとして、現況証明が申請されております。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布した現地調査報告書のとおりです。

当該農地は報告書のとおり周囲と同程度に山林化してまいりました。この土地は10年以上前から農地パトロールにおいて山林化している農地としてB分類に分類されており、B分類は農地ではないという「非農地判断」が農業委員会において可能な土地となっております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員

はい、議長。

こちらは19日に渡邊委員及び松井委員と3名で現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり周囲と同程度に山林化しており農地に戻すことが困難であると見受けられ、農地でない状態であることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情がやむを得ないと認められる」に合致しており、農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、議案第28号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、議案第28号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

[日程 3]

議長 日程3 報告第3号 事業計画について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

報告第3号は、〇〇の申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が携帯電話の基地局の新設のため、アンテナを付けたコンクリート柱を設置するものです。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案朗読)

資料5ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第5条1項第8号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、その下に記載の農地法施行規則のとおりです。携帯電話のアンテナは「中継施設」にあたります。

なお、アンテナ設置工事は10月から1か月程度の期間で行う予定とのことです。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和4年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。